

平成15年 8月28日  
原子力安全対策課  
(15-56)  
<10時50分諸君>

## 新型転換炉ふげん発電所 廃棄物処理建屋の火災警報発報について

新型転換炉ふげんは、平成15年3月29日に運転を終了。4月7日より原子炉内にある燃料集合体(全224体)の取出しを作業を開始し、8月13日に使用済燃料貯蔵プールへの移送を完了した。また、6月27日より第18回定期検査を実施している。

このことについて、県は、去る7月8日に核燃料サイクル開発機構敦賀本部長に対し、このトラブルの原因究明と安全管理の徹底、さらに通報連絡体制の検証と再徹底を図るよう口頭で申し入れを行ったところであるが、本日、核燃料サイクル開発機構敦賀本部長から、申し入れに対する回答の報告を受けた。

このトラブルの原因と対策については下記のとおりであり、核燃料サイクル開発機構からは、この再発防止対策を確実に実施し、発電所の安全管理の徹底を図るとの報告があった。

また、通報連絡に関しては、核燃料サイクル開発機構から別添のとおり通報連絡の改善を図るとの回答があった。(別添参照)

県としては、核燃料サイクル開発機構に対し、今後とも、発電所員一丸となって、発電所の安全管理を徹底しトラブル発生防止に努めるとともに、迅速かつ的確な通報連絡の徹底を図り、県民の信頼回復に積極的に取り組むよう要請した。

### 記

#### 1. 発生状況

平成15年7月4日11時52分頃、廃棄物処理建屋1階焼却灰取出室(管理区域内)の火災報知器が発報し、現場の状況をテレビカメラで確認したところ、室内がけむっていた。

12時30分、発電所員が現場に入室し状況を確認したところ、雑固体廃棄物焼却設備(以下、「焼却炉」)下部ののぞき窓(横:585mm×縦:235mm、厚さ:7mm)が破損していたが、現場には火の気は認められなかった。また、13時25分、敦賀美方消防組合により火災ではなく、「焼却炉の異常燃焼」であることが確認された。

同建屋焼却灰取出室等の表面汚染密度を測定した結果、最大10Bq/cm<sup>2</sup>の放射能が確認され、焼却炉内から室内へ漏えいした焼却灰の放射エネルギーは4.6×10<sup>6</sup>Bqと推定された。なお、建物の換気系は正常に維持されており、外部への放出はなかった。また、放射線モニタの変動はなく、環境への影響はなかった。

焼却灰取出室内は除染し、破損したのぞき窓のガラスについては、応急措置として予備のガラスを取り付け閉止を施した。

[平成15年7月4日、7月7日記者発表済み(下線部加筆修正)]

## 2. 調査結果

### (1) 運転状況調査結果

(添付－5 参照)

今回のトラブルは、焼却炉の運転中に「熱分解室圧力高高」警報が発報して自動停止し、その後シャットダウン運転<sup>\*1</sup>へ移行する過程で発生した。運転状況調査では、焼却炉の自動停止前から火災報知器発報後までの経過について、焼却炉設備運転監視装置の記録調査、運転データのチャート記録の確認、運転員または作業員への聞き取りを行った。その結果、運転員の操作は手順書に照らして問題はなく、焼却炉の制御動作等についても異常はなかった。

\*1 シャットダウン運転：負圧を維持しながら、焼却炉内の未燃物を焼却処理する運転。手順書では、シャットダウン運転終了後、負圧を維持したまま、焼却炉を冷却することとしている。

### (2) 焼却物に関する調査結果

投入された廃棄物の記録を確認した結果、総重量は約60kgで、ポリエチレン製の養生シートが約7割、その他は紙、布、木材類であり、発熱量、種類とも設計で考慮されている廃棄物の投入であった。また、廃棄物の仕分けはマニュアルに従い適切に実施されていたことを確認した。

### (3) 焼却炉の外観点検結果

(添付－6 参照)

トラブル発生時において、排出ダクトのぞき窓8箇所のうち1箇所の破損が確認された。その後の外観点検の結果、焼却炉本体に変形等はなかったが、排出ダクトの圧力計が振り切れて固着していることや、残り7箇所のぞき窓の内側には灰が吹き付けられたように付着していたことが確認され、排出ダクト内の圧力が上昇したことが推定された。

### (4) 焼却炉の内部点検結果

(添付－6 参照)

焼却炉の内部を開放し点検した結果、異常燃焼の痕跡や破損、異物の混入等は認められなかったが、排出ダンパに針金等が挟まっていたことや、通常なら冷却ダクト内にあるはずの灰や未燃物が、排出ダクトの灰ふるい機、灰取出しダンパ、不燃残渣取出しダンパ上に溜まっていたことなどが確認され、冷却ダクトの排出ダンパが一時的に開口し、灰が排出ダクト側へ噴出したことが推定された。

なお、今回、燃焼室に接続されているシールポットは作動しておらず、燃焼室内で異常な圧力上昇はなかったことが確認された。

### (5) 過去事例との比較調査結果

過去に焼却炉が自動停止した事例と比較したところ、運転操作に違いはなかったが、煙道内温度は過去事例に比べ150℃近く高い約1150℃まで急激に上昇したこと、および煙道内の無酸素状態が過去事例に比べ長かったことが運転データから確認され、熱分解ガス<sup>\*2</sup>が一時的に多量に発生したこと、および自動停止後も熱分解ガスの発生が継続し、完全燃焼されていなかったこ

とが推定された。

\* 2 熱分解ガス：可燃性物質を高温に加熱することにより発生する可燃性ガス。

#### (6) 換気系へ移行した灰に含まれる放射エネルギーの評価

床面に飛散した焼却灰の放射エネルギー以外に、廃棄物処理建屋換気系へ移行した灰の放射エネルギーを評価するため、換気系フィルターに付着した放射エネルギーを測定した結果、建屋換気系へ移行した灰の放射エネルギーは約 $2.7 \times 10^5 \text{Bq}$ と評価された。

その結果、床に飛散し放射エネルギー約 $4.6 \times 10^6 \text{Bq}$ と合わせ、焼却炉内から室内へ漏えいした灰の放射エネルギーは約 $4.9 \times 10^6 \text{Bq}$ と推定された。

なお、廃棄物処理建屋排気筒に設置されたダストサンプラろ紙の放射エネルギーを測定した結果は検出限界以下であり、環境への放出はなかったことが再確認された。

### 3. 推定原因

(添付-7参照)

上記の外観および内部点検結果をまとめると、推定された内容は次のとおりである。

- ・ 燃焼室内で異常な圧力上昇はなかった。
- ・ 自動停止前に熱分解ガスが一時的に多量に発生し、自動停止後も熱分解ガスの発生が継続し、完全燃焼されていなかった。
- ・ 冷却ダクト排出ダンパが一時的に開口し、灰が排出ダクト側に噴出した。
- ・ 排出ダクト内で圧力上昇があった。

以上の内容や運転状況の確認結果をもとに、焼却炉の自動停止から、排出ダクトのぞき窓が破損し、焼却灰が室内へ漏えいするまでの原因は以下のとおりと推定された。

#### (1) 自動停止に至った推定原因

自動停止前に、発熱量の高いポリエチレン溶融物がこれまでより多く熱分解室揺動パドルから燃焼室へ落下し、燃焼室で一時的に多量の熱分解ガスが発生して燃焼が進行し、煙道内温度が急上昇したと考えられる。また、温度を下げるために燃焼室に送る二次空気を増加させたことと燃焼による圧力上昇が相乗し、炉内圧力が急上昇して「熱分解室圧力高高」警報が発報、自動停止に至ったと推定された。

また、自動停止後も燃焼室で熱分解ガスの発生が継続し、燃焼室に蓄積されたと推定された。

#### (2) のぞき窓が破損し、灰が室内に漏えいした推定原因

通常運転中は焼却炉全体が負圧(約 $-100 \text{mmH}_2\text{O}$ )に維持されていた。

自動停止直前から燃焼室内の圧力(燃焼室内と冷却ダクト内はほぼ等圧と推定)が上昇したが、冷却ダクト内下部には灰が溜まっており、空気が流れにくくなっていたため、排出ダクト内の圧力は低いままであったと推定される。

この状況で自動停止したことにより、冷却ダクト冷却空気の送風が停止し、燃焼室空気が冷却ダクト側へ流入することを防止していた機能が低下した結果、自動停止後、排出ダクトへ向けて冷却ダクト内の空気が流れることにより、燃焼室から冷却ダクトへの流れが生じ、燃焼室の熱分解ガスは冷却ダクト内に蓄積していったと推定された。

その後、排風機等を起動したことにより、熱分解ガスと混合された冷却ダクト内の空気は燃焼室側へ引かれ、燃焼室の熱により引火し、冷却ダクト内に蓄積した熱分解ガスを異常燃焼させ、冷却ダクト内の圧力が急上昇したと推定された。

冷却ダクト内の圧力上昇により、排出ダンパを一時的に押し下げ、冷却ダクト内に溜まっていた焼却灰を排出ダクト側へ噴出させるとともに、その圧力が伝搬し、排出ダクトのぞき窓を破損させ、灰を焼却炉外へ噴出させたことが推定された。

#### 4. 対策

(添付－8参照)

再発防止対策として、以下の設備の改善ならびに運転方法および自動停止後の復旧操作手順の見直しを行うこととした。

##### (1) 熱分解ガスの冷却ダクトへの流入防止および異常燃焼防止対策

- ・自動停止後も燃焼室の空気が冷却ダクト側へ流入することを防止するため、冷却ダクトへの送風系統を独立させ、非常用から電源を供給する。また、自動停止後は排出ダクト内の空気を置換することとし、同送風系統から空気供給ラインを設置するとともに、手順書に置換操作を追記する。
- ・これまでの運用では、「熱分解室圧力高高」にかかるインターロックの設定は「排ガスモニタ放射能高高」と同じにしていたため、主排風機から排気能力の低い補助排風機へ切替を行っていた。今後「熱分解室圧力高高」による自動停止では、自動停止前と同様、燃焼室内の負圧を低く保持するため、同警報による排風機の切替を行わないようインターロックの設定を変更する。
- ・これまでの自動停止後の運用は、警報のリセットおよび設備に異常がないことを確認し、シャットダウン運転へ移行していた。今後は、負圧を維持したまま、速やかに冷温停止させ、その後内部点検を実施するよう復旧時の手順書を改める。
- ・排出ダクト内の圧力が所定以上とならないよう圧力逃しラインを新設する。
- ・燃焼室と排出ダクトの差圧が監視できるよう、燃焼室と等圧である煙道内圧力と排出ダクト内圧力の差圧記録計を新設する。

##### (2) 焼却炉の運転を安定化させる方策等

- ・運転中の炉内温度および炉内圧力の裕度を確保するため、煙道内の運転温度設定を 900℃から880℃に、熱分解室の運転圧力設定を-100mmH<sub>2</sub>Oから

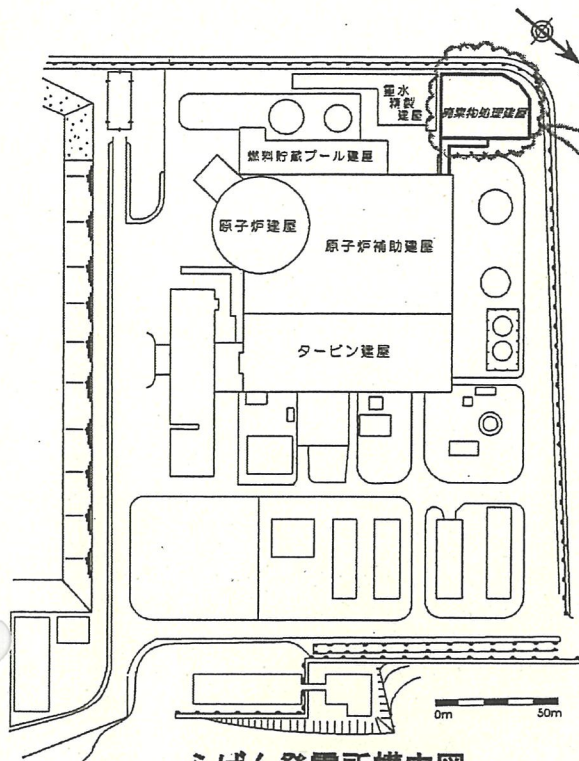
-120mmH<sub>2</sub>Oに変更する。

- ・熱分解ガスの過剰な発生を抑制するため、揺動パドルの自動作動にかかる設定温度の上限を950℃から880℃に下げるとともに、作動周期についても見直しを行う。
- ・焼却炉の圧力上昇の際、負圧維持のため、熱分解室圧力調節弁の開度を自動で増加させるとともに、排風機の回転数を手動で増加させていたが、運転員の負担軽減のため、排風機回転数の制御についても自動に変更する。
- ・作業安全確保の観点から、排出ダクトに設けていたのぞき窓のうち、不要な7箇所はガラスを撤去して金属板で閉鎖する。また、残す1箇所については点検用の金属製カバーを設ける。

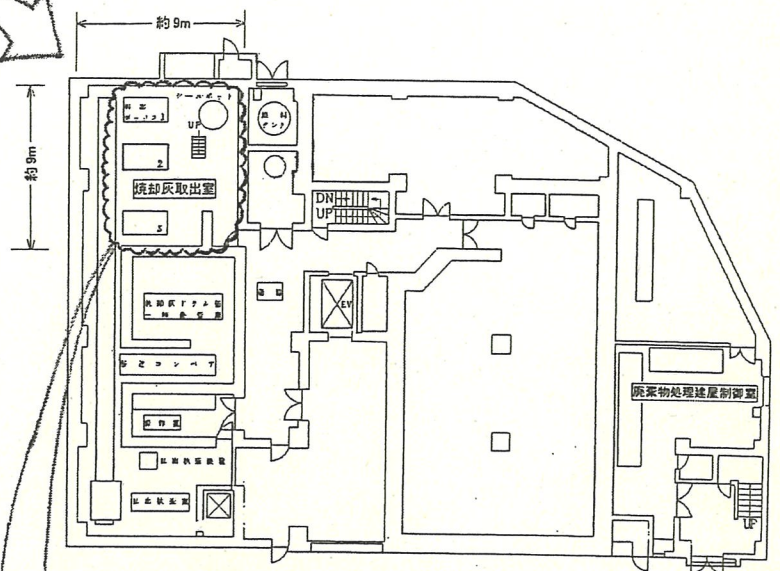
(経済産業省による I N E S の暫定評価尺度)

基準 1	基準 2	基準 3	評価レベル
—	—	0—	0—

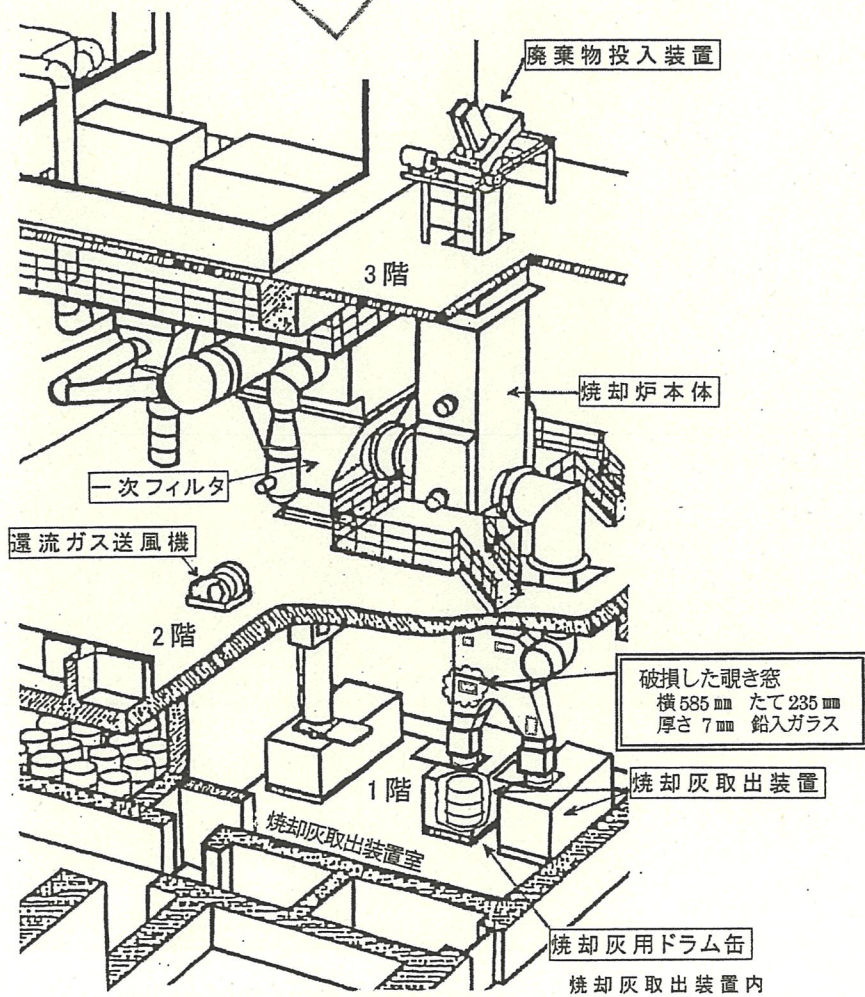
問い合わせ先(担当：嶋崎)  
内線2353・直通0776(20)0314



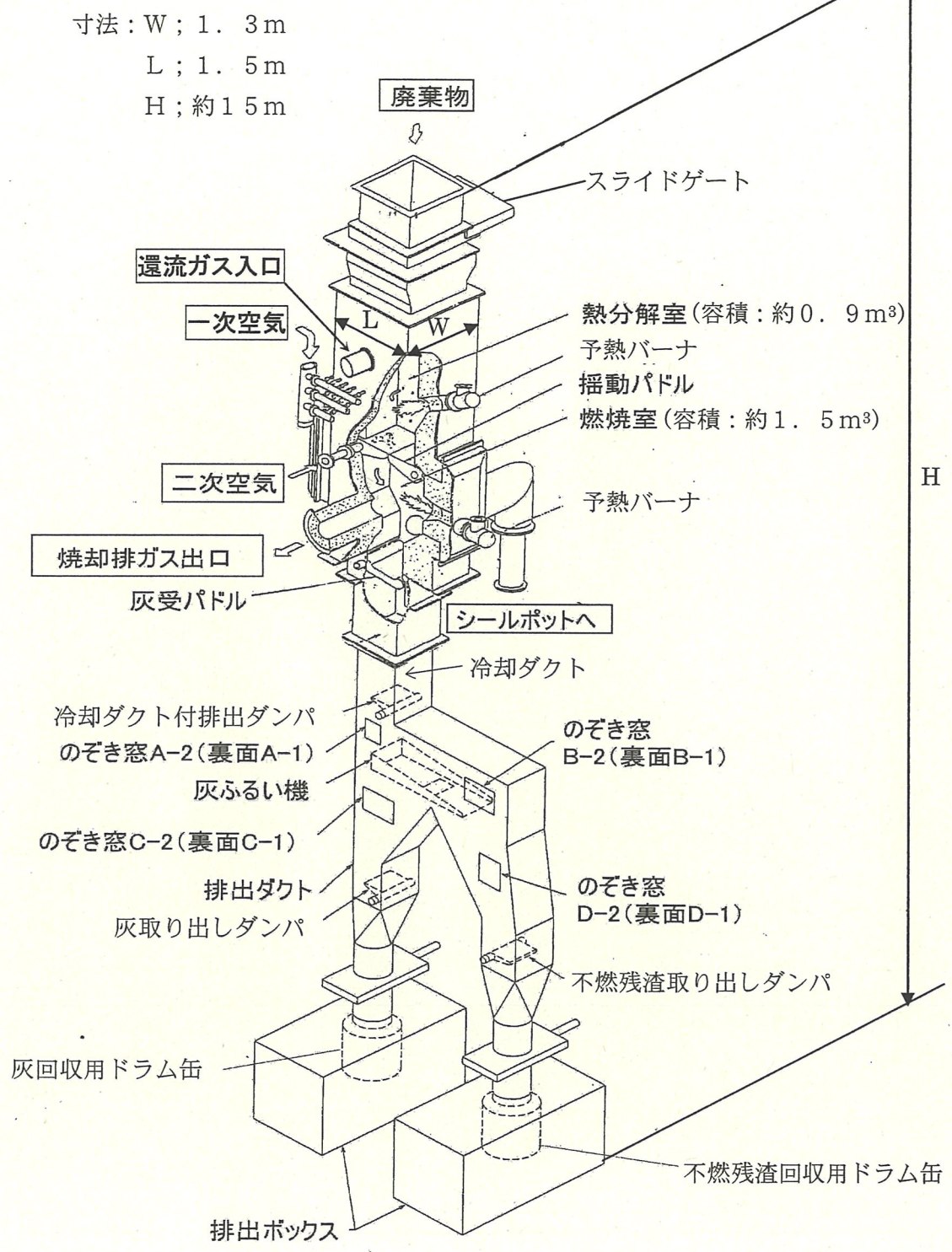
ふげん発電所構内図



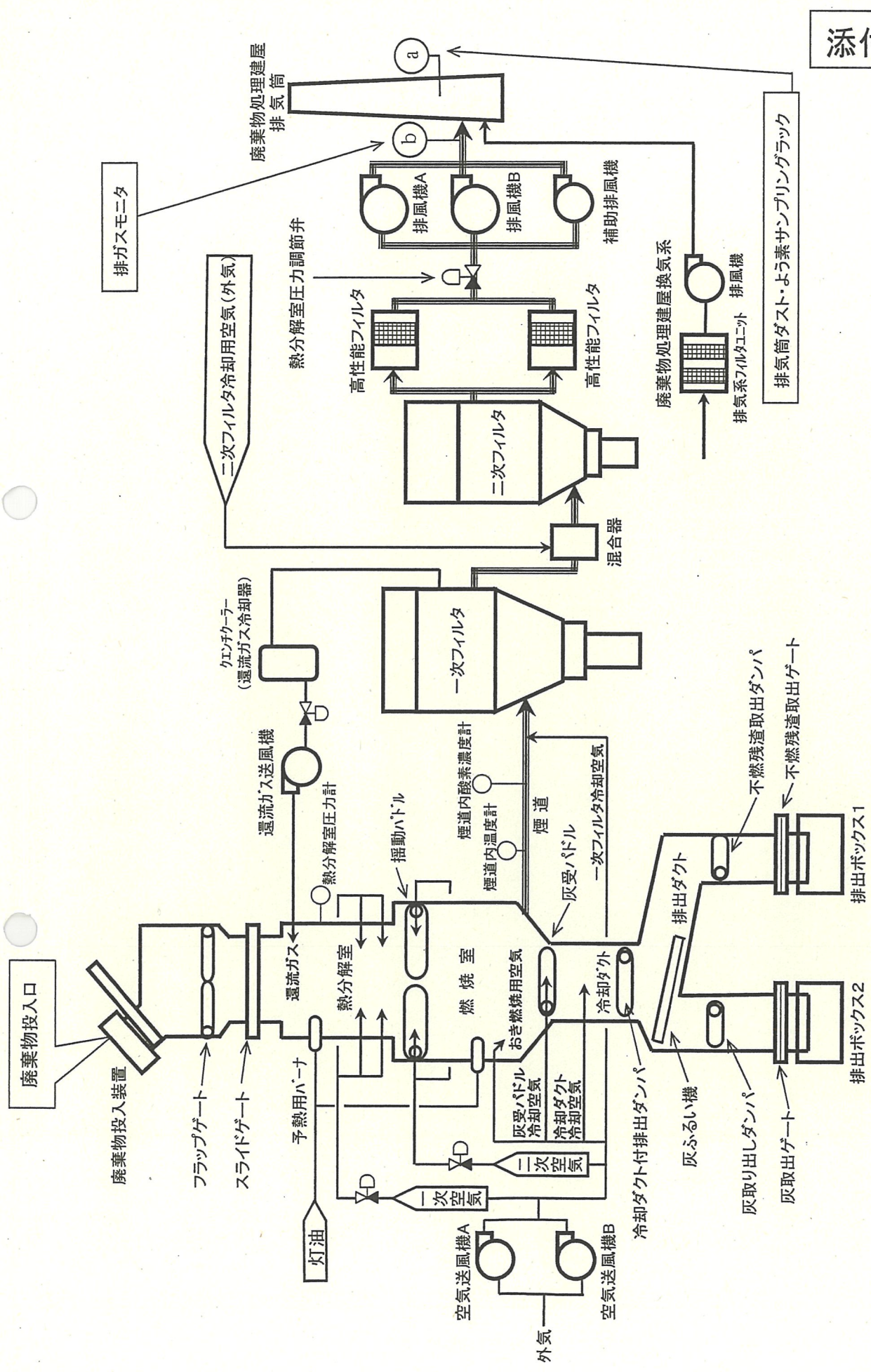
廃棄物処理建屋1階平面図



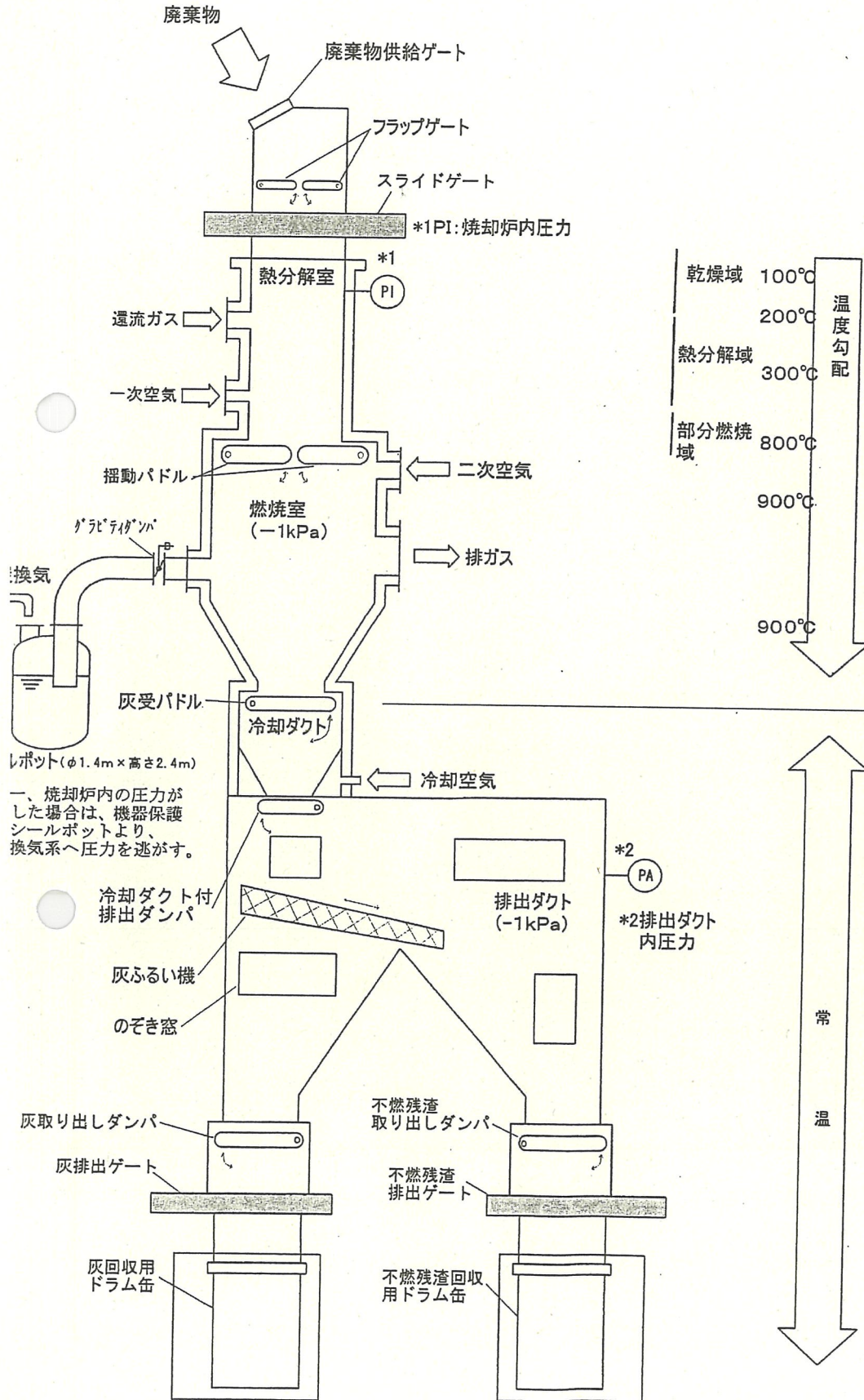
廃棄物処理建屋鳥瞰図 (拡大)



焼却炉構造図



雑固体廃棄物焼却設備系統図



1. 熱分解室に投入された廃棄物は揺動パドル上で乾燥・熱分解される。熱分解室の下部では廃棄物から発生した熱分解ガスが二次空気により完全燃焼する。
2. 熱分解室では、排ガスの一部が還流ガスとして供給され、その熱により乾燥、熱分解を促進させる。また、熱分解量は一次空気を調整することで行う。
3. 揺動パドルは、設定された範囲の燃道温度では約3分間隔で開き、十分熱分解された廃棄物を燃焼室に落とす。
4. 燃焼室では、熱分解室より落下してきた廃棄物を完全燃焼させる。
5. 冷却ダクトは、燃焼室で燃焼して灰となった廃棄物を一時保管し、常温まで冷却する。
6. 排出ダクトは、冷却ダクトで冷却された灰を灰ふるい機により、灰と不燃残渣（燃え残ったもの）に分別する。
7. 分別された灰及び不燃残渣は、それぞれ灰取り出しダンパ及び不燃残渣取り出しダンパ上に一時保管される。
8. 灰取り出しダンパ及び不燃残渣取り出しダンパ上の灰及び不燃残渣はその下の各排出ゲート及び各取り出しダンパを開け、専用のドラム缶に回収される。

燃 焼 方 式 説 明 図

## 7月4日の運転操作に係わる時系列

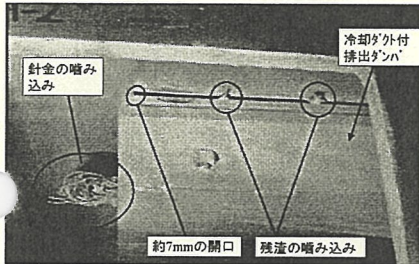
時刻	運転操作及び警報履歴
10時42分	焼却運転開始(順調に運転)
11時24分	煙道内温度が上昇していたため、熱分解ガスの発生を抑えるため還流ガス流量調整弁を「全閉」にした。
11時26分51秒	熱分解室圧力が上昇したため負圧を維持するよう熱分解室圧力調節計を「自動」から「手動」に切替え「全開」とし排気風量を増加させた。
11時26分54秒	煙道内温度 高(950℃)発生 インターロックにより熱分解ガス発生を抑えるため一次空気流調弁が強制的に「全閉」となった。
11時26分57秒	熱分解室圧力が上昇したため負圧を維持するようB排風機の回転数を「増」操作し排気風量を増加させた。
11時27分	煙道内温度を下げるため、冷却の目的で二次空気流量調節計を「自動」から「手動」に切替え約50%から60%開にし二次空気流量を増加させた。
11時27分02秒	熱分解室圧力 高(-20mmH <sub>2</sub> O)発生
11時27分04秒	熱分解室圧力 高高(0mmH <sub>2</sub> O)発生 (その後約30mmH <sub>2</sub> Oまで上昇)
11時27分12秒	煙道内温度 高高(1000℃)発生 インターロックにより煙道内の冷却のため二次空気流調弁が強制的に「全閉」となった。(その後約1150℃まで煙道内温度が上昇)
11時27分22秒	B空気送風機停止
11時27分23秒	燃料供給ポンプ停止
11時27分23秒	還流ガス送風機停止
11時27分24秒	B排風機停止
11時27分26秒	補助排風機起動 (その後、熱分解室圧力は約-30mmH <sub>2</sub> Oまで低下)
11時29分06秒	煙道内酸素濃度 低(6vol%)発生 (その後煙道内酸素濃度は0vol%以下となった。)
11時30分15秒	煙道内温度 高高警報復帰
11時31分34秒	煙道内温度 高警報復帰
11時36分頃	煙道内温度が通常値(約850℃)に復帰確認 熱分解室負圧維持確認 熱分解室圧力高、高高警報復帰確認
11時41分40秒	B排風機起動 (熱分解室圧力は約-30mmH <sub>2</sub> Oから更に低下)
11時47分16秒	補助排風機停止
11時50分51秒	還流ガス送風機起動
(約1分後に爆発音のような大きな音を確認)	
	・熱分解室圧力高警報発生
	・焼却炉排出ダクト内圧力高警報発生
11時51分	光電アナログ注意警報発報 光電アナログ:煙を感知する
11時52分	火災警報発報
11時54分09秒	還流ガス送風機停止
11時55分11秒	煙道内酸素濃度 低(6vol%)復帰

※時刻は、推定時刻は「頃」、焼却炉設備運転監視装置において記録しているものは「秒」まで標記している。

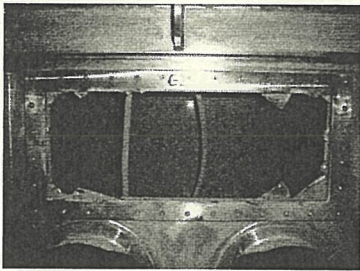
① 燃焼室とシールポットの間には、グラビティダンパ（スイング式逆止弁）が設置されている。  
グラビティダンパは、燃焼室の圧力がシールポットでの水頭圧+200mmH<sub>2</sub>Oで打ち勝つと開動作するが、今回動作していないことを確認した。

② 冷却ダクト付排出ダンパ上には、本ダンパの駆動軸側に偏って不燃物を含む焼却灰が堆積しており、開口側には灰の堆積は少なくダンパの地肌（ステンレス）が確認できた。

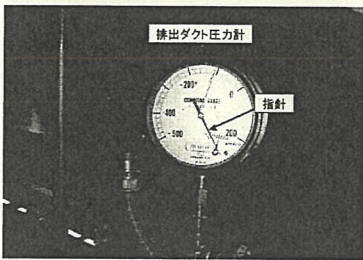
③ 冷却ダクト付ダンパのシート部に針金と残渣が挟まっているのが確認されたが、ダンパについては外観、動作に異常は認められなかった。排出ダンパに挟まっていた針金と残渣は、ダンパの開操作によって簡単に外れた。



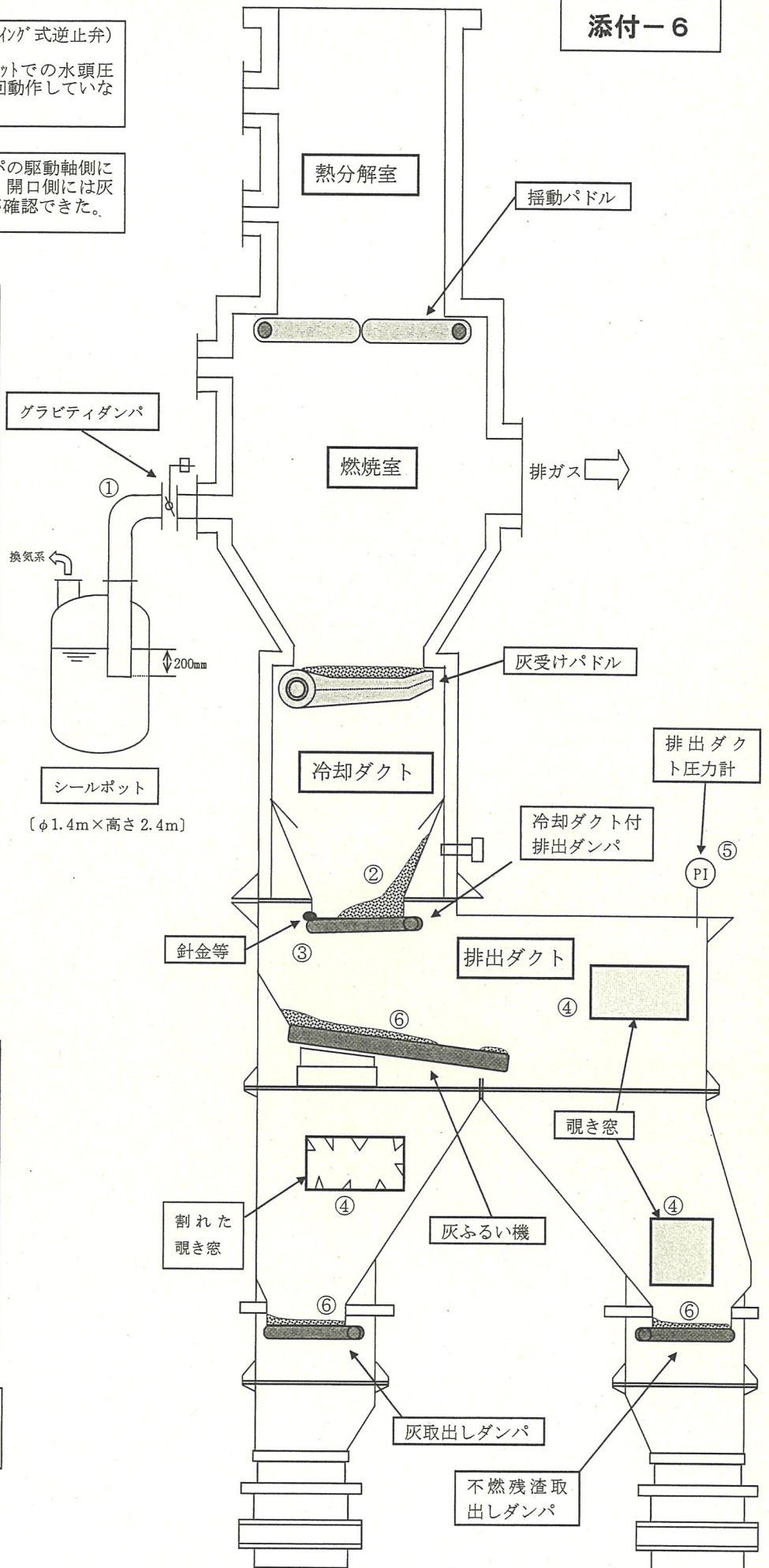
④ 排出ダクトに取り付けられている覗き窓8枚の内1枚が破損し、各覗き窓のガラスには焼却灰が吹き付けられたように付着していた。

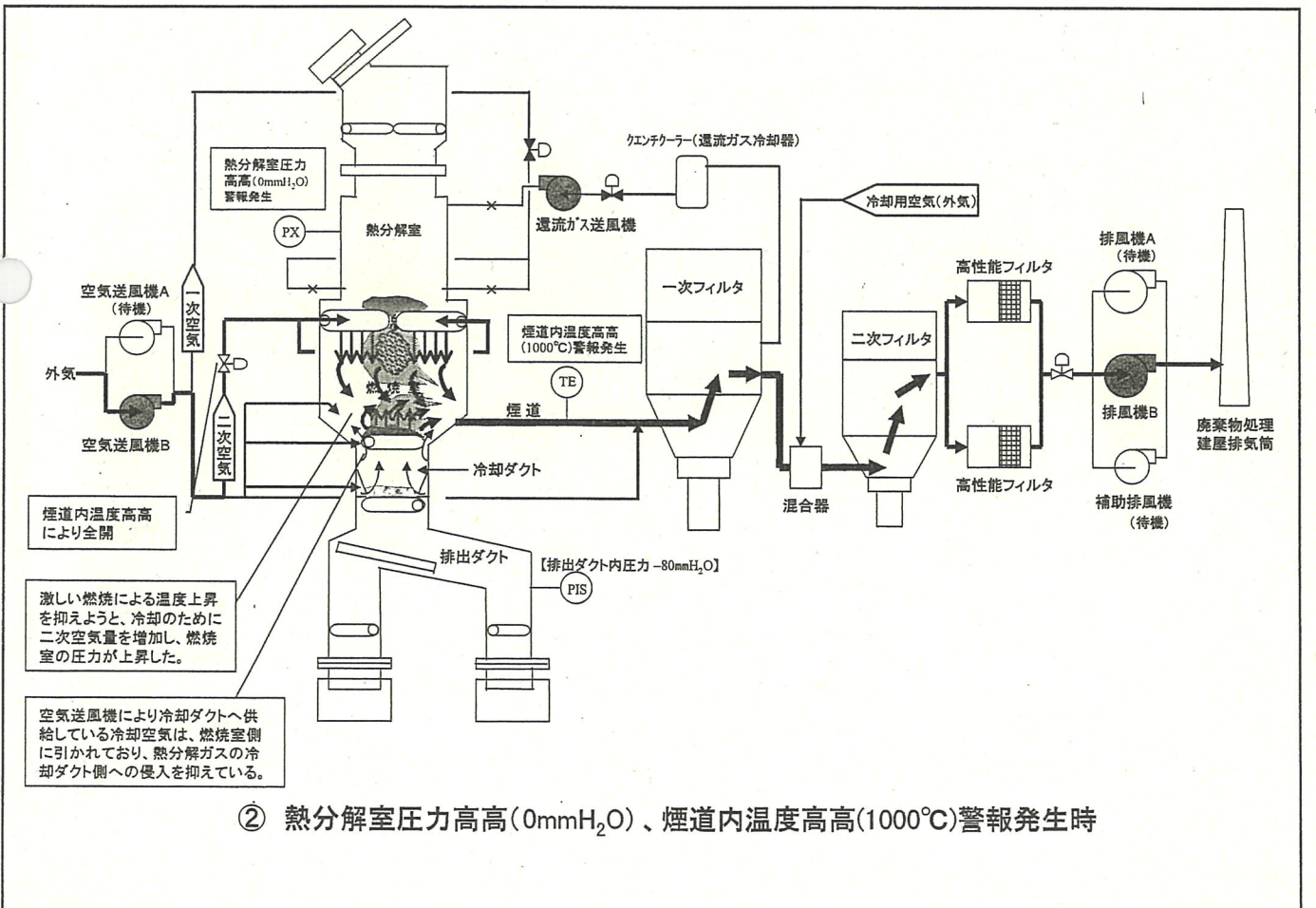
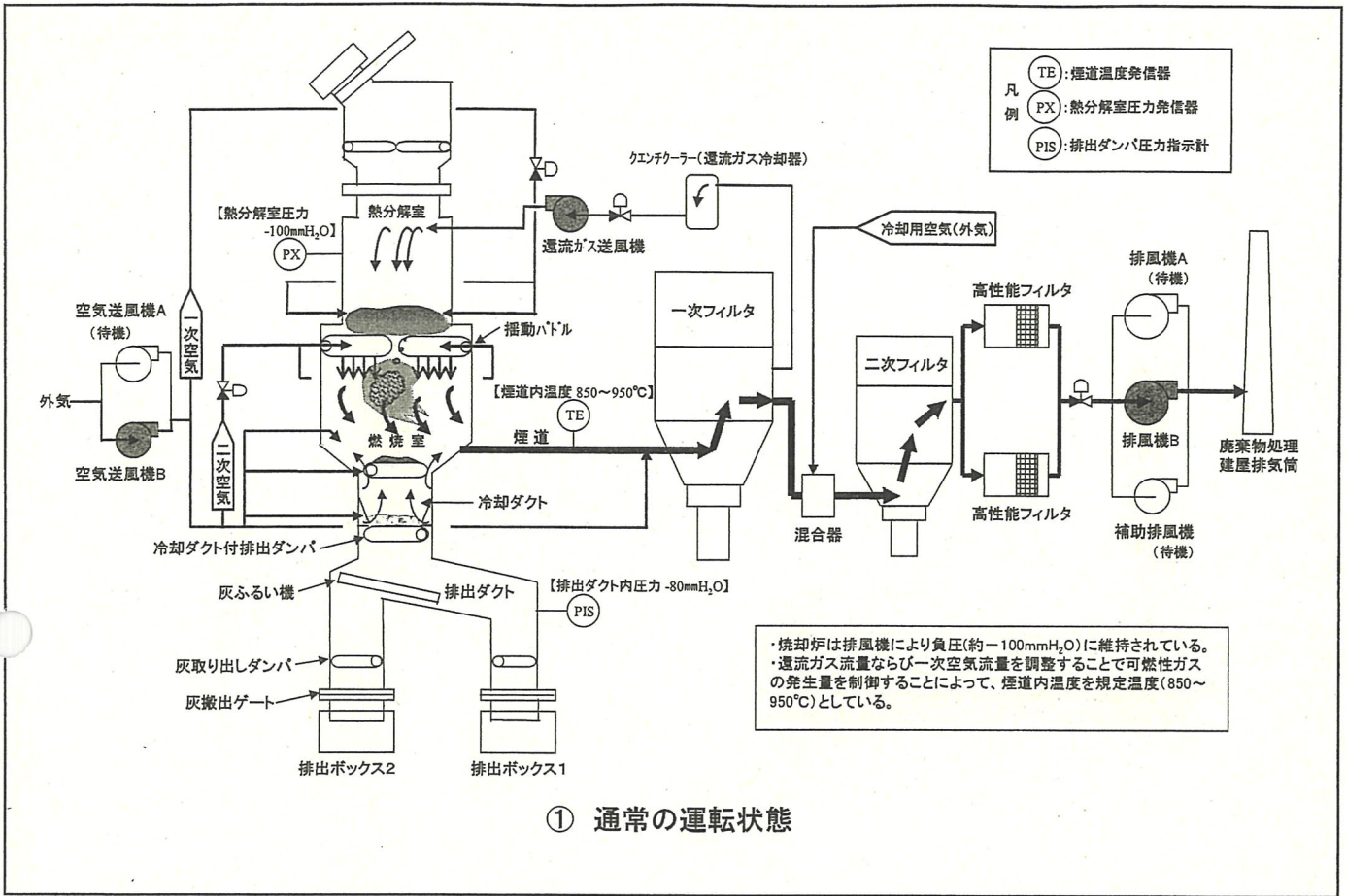


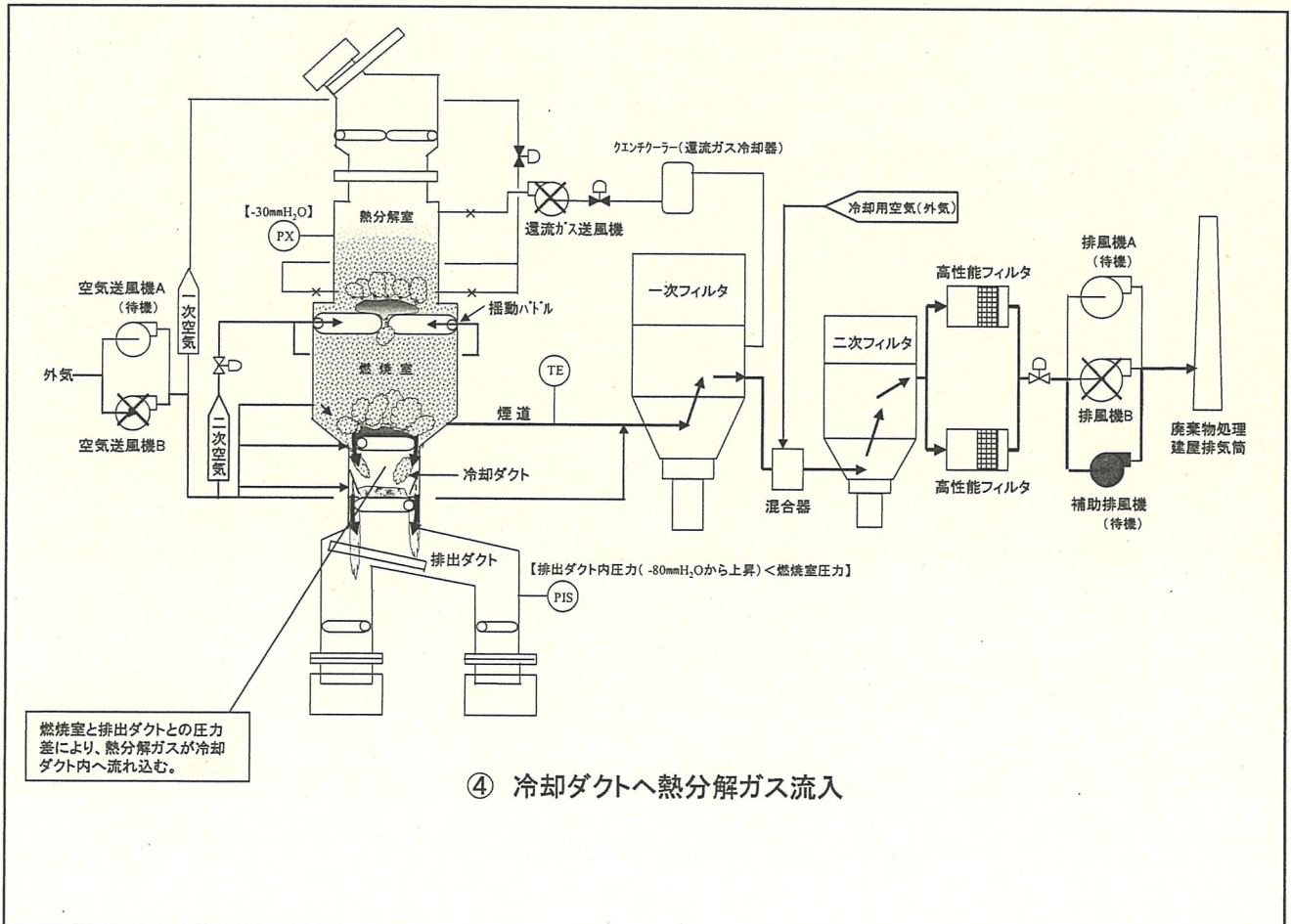
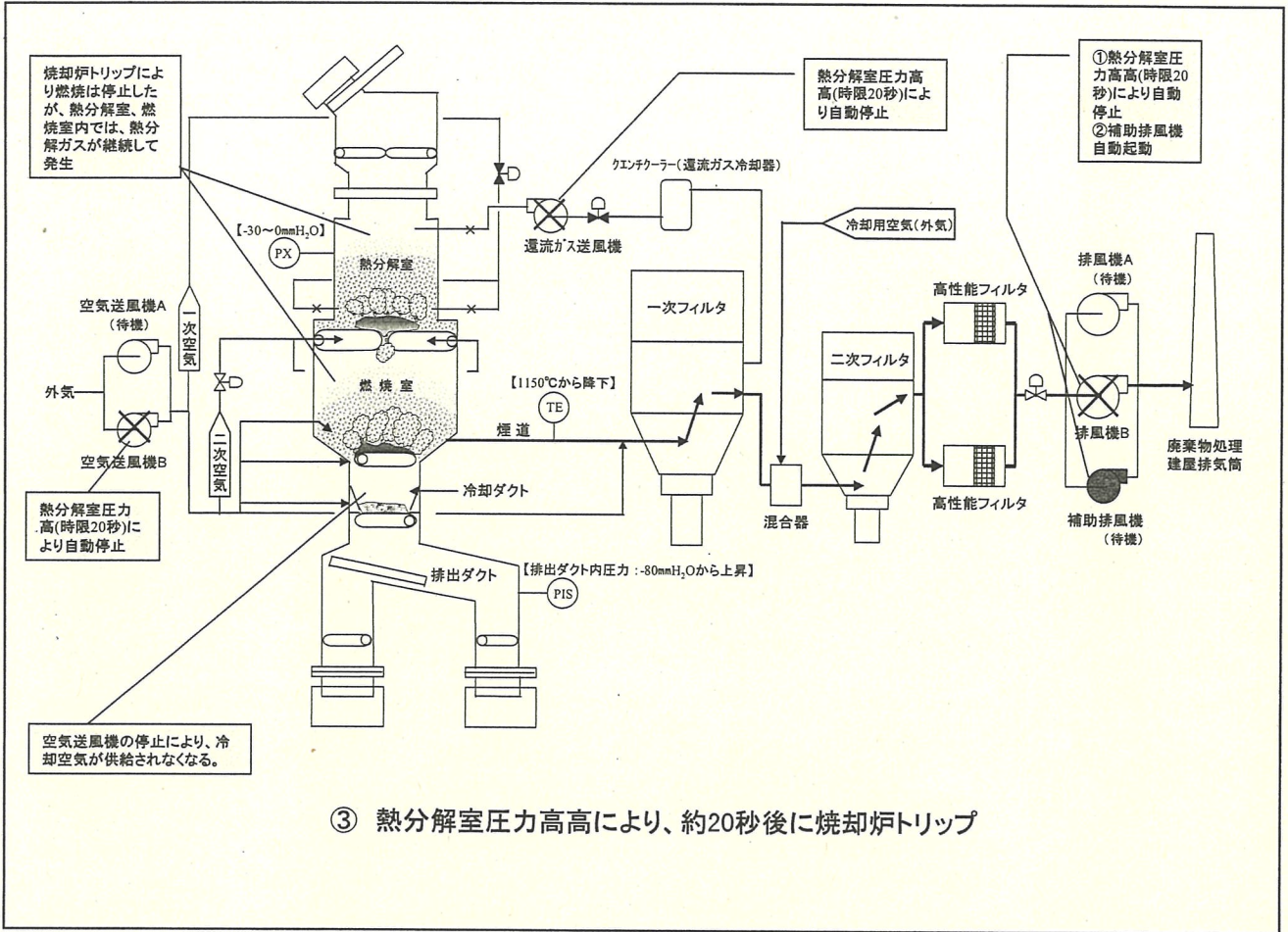
⑤ 排出ダクト圧力計（現場取付の指示計、測定範囲：-500～+200mmH<sub>2</sub>O）の指針がオーバースケールの状態で固着していた。

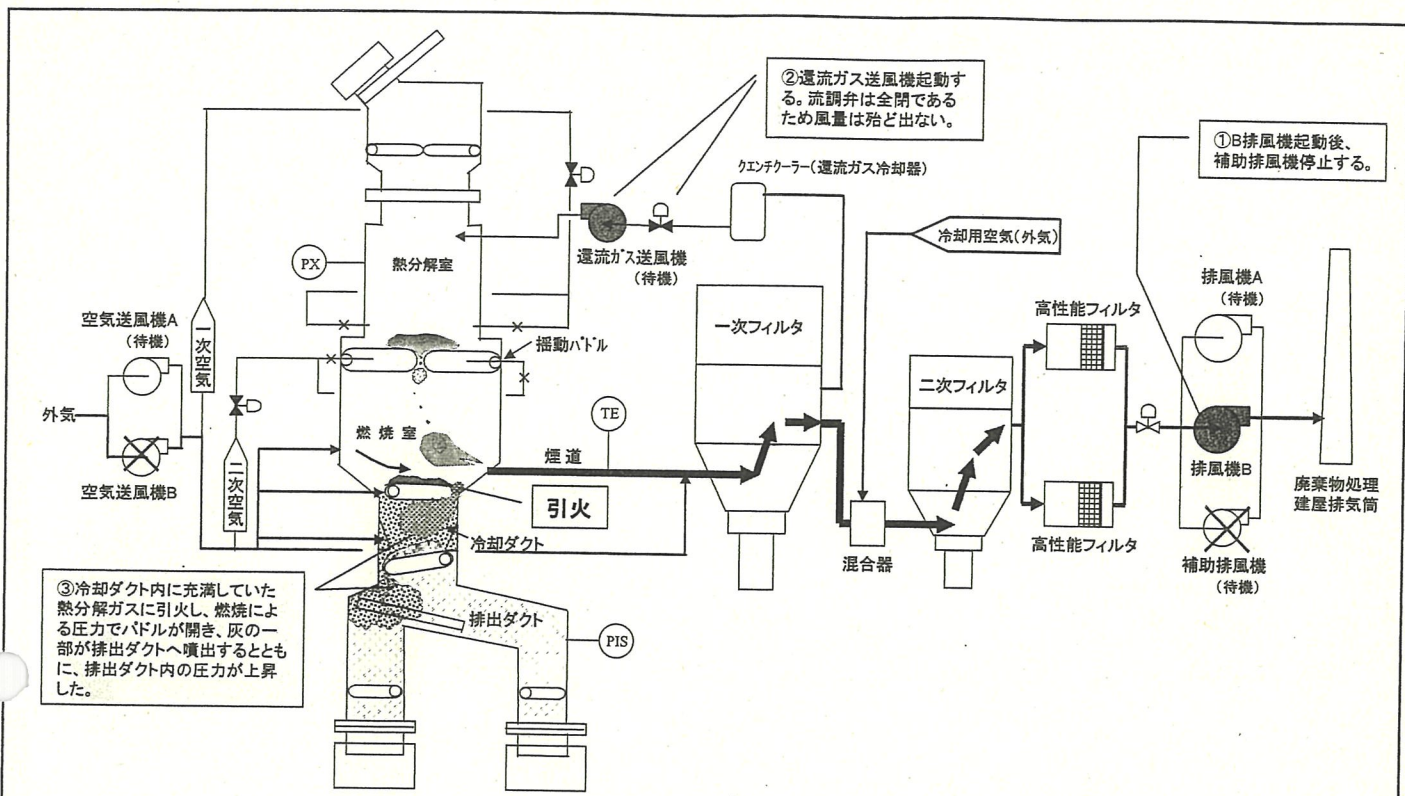


⑥ 灰ふるい機、灰取出しダンパ、不燃残渣取出しダンパ上にも未燃物を含んだ焼却灰が堆積していた。

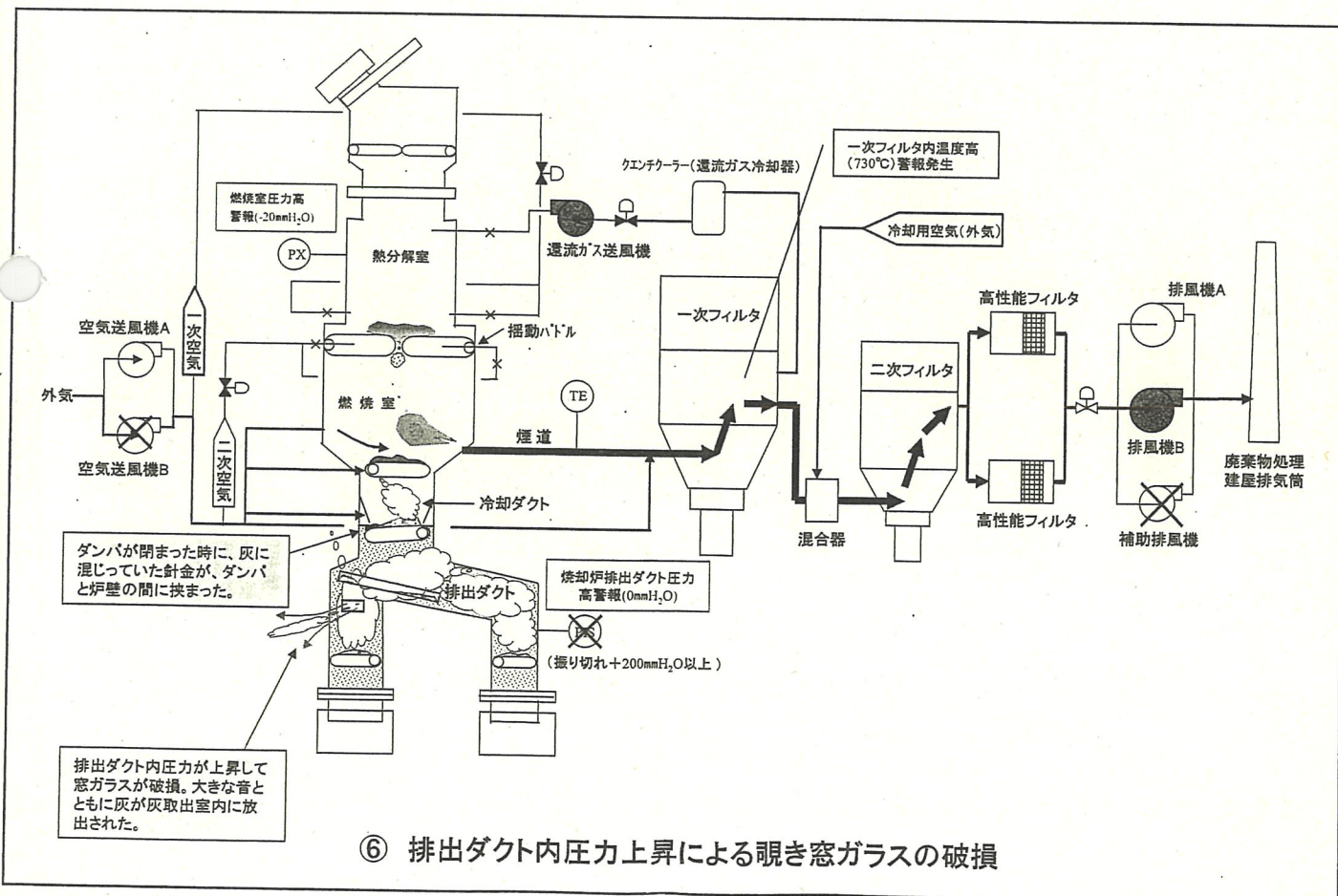




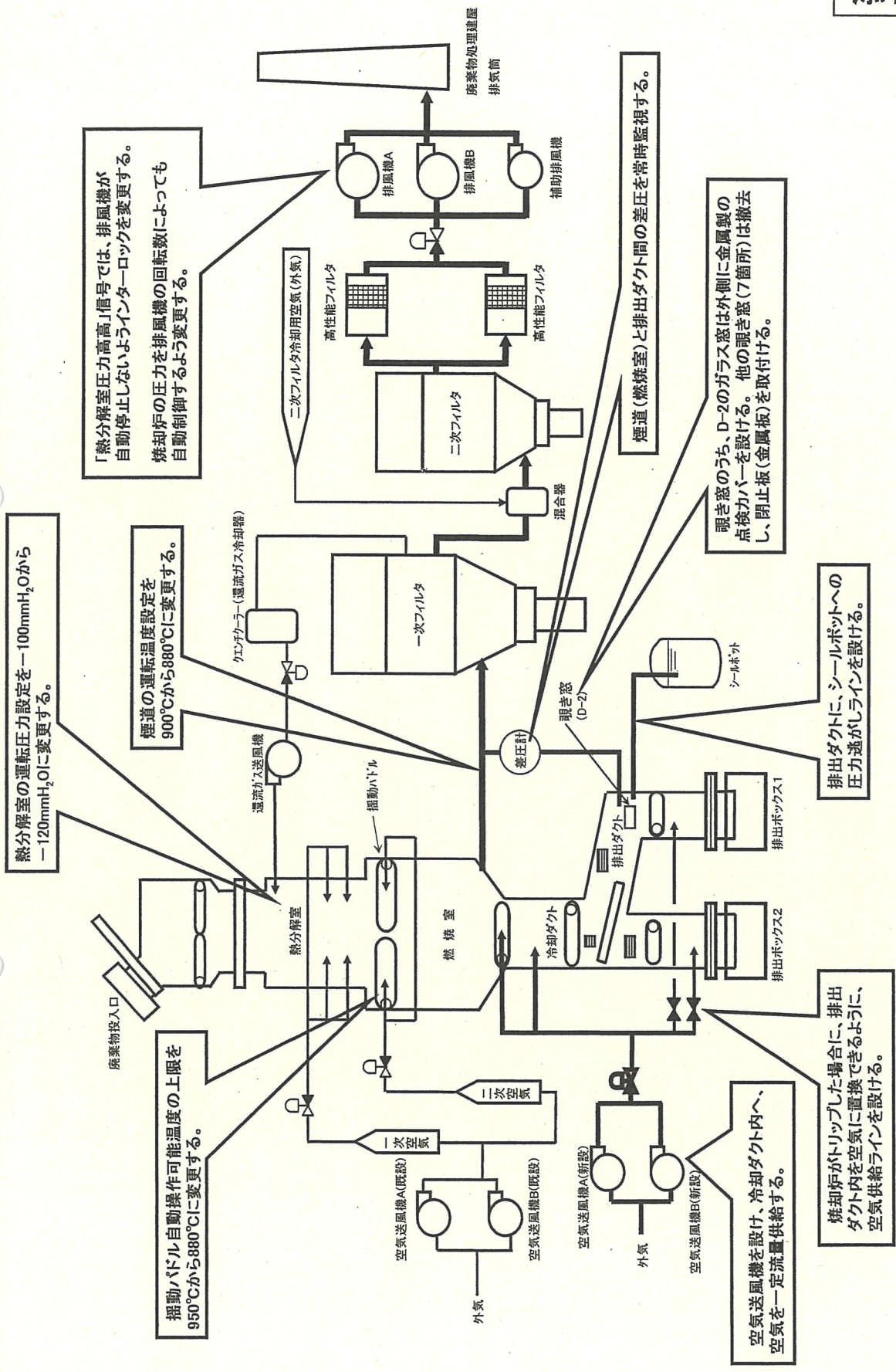




⑤ 冷却ダクト内燃焼



⑥ 排出ダクト内圧力上昇による覗き窓ガラスの破損



雑固体廃棄物焼却設備 対策概要

(別添)



15サイクル機構(敦賀)  
平成15年8月28日

福井県県民生活部長  
旭 信 昭 殿

核燃料サイクル開発機構  
敦賀本部長 中 神 靖 雄

ふげん発電所廃棄物処理建屋の火災警報発報  
に係る通報連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当機構の業務につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、ふげん発電所廃棄物処理建屋における火災報知器の警報発報について、県民の皆様をはじめ国民の皆様に対し多大なるご心配とご迷惑をかける次第となり、深くお詫び申し上げます。

本件については、実際には火災ではなく、焼却炉設備の異常燃焼であったにもかかわらず、県ご当局をはじめ関係機関に対する情報発信の不適切さから、報道機関に大きく取り上げられ、多数の方々に大きな事故との印象と不安をもたらすこととなりましたことについて、当機構として誠に残念であり、深く反省しております。

今回のトラブル発生時の当機構の通報連絡体制について検証し、問題点と改善策について、別紙のとおり取りまとめましたのでご提出致します。

当機構としては、所内の連絡体制が確実に機能するよう徹底を図るとともに、今回のように火災報知器の警報が発報した場合、速やかに消防署や関係機関に通報連絡を行うことを明確にし、徹底することとしました。

今後は、迅速かつ的確な通報連絡の再徹底を図り、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

## 1. 通報連絡と報道の状況

サイクル機構の関係機関への通報連絡と報道の動向との関係について、調査した結果、以下の問題点が判明しました。

- (1) 消防署への通報により、消防車が出動し、敦賀市のRCN（防災チャンネル）で「ふげんで建物火災」との情報が発信されたことを受けて、報道機関が情報を認知し、報道機関からサイクル機構をはじめ、消防署や国、県及び敦賀市等の関係機関へ問い合わせがあったが、消防署や関係機関への第一報連絡が的確に出来なかったことから情報が錯綜し、「ふげんで爆発音」との情報だけがニュース速報として流れる結果となりました。
- (2) 「ふげんで爆発音」とのニュースを受け、報道機関などからのサイクル機構及び関係機関への問い合わせが殺到しましたが、「現場確認の結果、現場は煙っておらず、炎も認められなかった」などの情報が、第二報以降の情報連絡として外部に迅速に発信されなかった結果、問い合わせに対し適切に対応ができず、「ふげんの建物のどこかで爆発音がして、火災が発生」などと、あたかも原子力発電所で大事故が発生したかのような報道となりました。

(添付－1参照)

## 2. 問題点

前述の報道機関に大きく取り上げられる結果となった原因を踏まえ、今回の火災報知器の警報発報に伴うサイクル機構内の通報連絡体制について検証した結果、以下の問題点を抽出しました。(添付－2、3参照)

### (1) 第一報通報連絡が的確にできなかった問題点

#### ① 事故情報の所内共有

今回、火災警報の発報、監視カメラでの煙っている映像の情報については、速やかに所内共有されたが、「大きな音」などの現場の情報は発電課長及び中央制御室の一部は認識していたものの、全国ネットのテレビ番組で「ふげんで爆発音」と報道されていることが、その後設置された事故対策本部に伝わるまで、事故対策本部の中では「大きな音」の情報は発電課長だけが有し、連絡責任者他の関係者間で情報が共有されなかった。

その背景として、関係者各職位、担当は、各々の役割のなかで、自らの保有する情報を関係者に積極的に伝え、それを共有することで正確な情報を外部に伝達するという基本姿勢の徹底が足りなかったことが考えられる。

特に、現場から中央制御室、中央制御室から連絡責任者への連絡が円滑に機能しなかった。

#### ② 消防署への通報の判断

消防署への通報について、火災報知器の警報発報の場合は、警報装置の誤動作等も考

慮し火災かどうかの判断をした後に通報することにしてはいたが、今回の場合、警報発報直後に監視カメラで現場状況を確認した結果などから、直ちに火災と判断出来なかったため、速やかに通報すべきかどうか迷いが生じ、迅速な通報ができなかった。

### ③ 消防署への通報内容

発電課長は119番通報を行なった際、火災の状況に限らず、原子力発電所として最低限必要な情報である、原子炉本体または周辺施設か、放射性物質の漏えいはあるか、閉じ込め機能は健全かなどの情報を整理して適切に伝達できなかった。

また、消防署への通報内容について、連絡後に関係者に周知しなかった。

## (2) 第二報以降の情報発信が迅速にできなかった問題点

### ① 事故対策本部への問い合わせの集中

第一報通報連絡終了後に発電所事故対策本部が設置され、情報収集が行われていたが、報道が先行し、報道機関等からの問い合わせが直接発電所事故対策本部に殺到する結果となり、対外連絡担当者もその対応に追われることとなった。この結果、焼却灰取出室の状況、消防車の到着などの現場状況等は事故対策本部に報告されていたが、外部関係機関への第二報以降の対外連絡が迅速に行なえなかった。

### ② 対外連絡のあり方

事象の推移に応じて事故対策本部に集約した情報がある程度情報がまとまった段階でFAX連絡をしようとしていたため、関係機関へのきめ細かい情報発信ができなかった。

## 3. 改善策

### (1) 第一報通報連絡が的確にできなかったことに対する改善策

今回の通報連絡において、火災報知器の警報発報時の対応が迅速かつ適切にできなかったこと、所内の通報連絡が円滑に機能しなかったことなどから、第一報通報連絡が的確にできなかったことを踏まえ、以下の対策を図ることとします。さらに、対応行動の習熟を図るため、今後の教育・訓練に反映することとしており、一部のものについては、既に訓練を開始しました。

#### ① 確実な所内連絡の徹底

原子炉施設内での事故情報の所内連絡については、発見者は直ちに当直長に連絡し、当直長は、連絡責任者に連絡することを再度周知・徹底するとともに、当直長が不在の場合はその迅速性の確保から当直長補佐がこれを確実に実施することを徹底する。

また、事故の情報を入手した関係課長は、各々の責任範囲の情報収集を行い、その際に得られた情報は遅滞なくメモなどを用いて確実に連絡責任者に伝えることを徹底する。

② 火災報知器警報発報時の消防への通報判断の明確化

火災報知器警報発報時の消防署への通報について、消防署への通報担当者である当直長は、火災かどうかの判断をした後に通報することとしているが、火災かどうかの判断に時間を要する場合においても速やかに消防署へ通報することを通報マニュアルで明確にし、関係者へ周知徹底する。

③ 消防署への通報において伝えるべき情報の徹底

今後は、消防署への通報において、火災発生時にも原子力発電所として必要な最低限の情報（原子炉本体への影響や放射性物質の漏えい等）を適切に伝達できるように通報用の記録様式を定め、当直長は、その記録様式に基づいて消防署への通報を行なうことを関係者に周知・徹底した。

また、通報内容については記録し、連絡責任者に報告することを徹底した。なお、これらの習熟を図るため、所内で定期的実施している通報訓練にこの内容を反映して実施している。

今後とも、消防署等との情報交換を密にし、日頃から現場視察などを含め、施設やその配置、業務内容についてご理解いただくとともに、発電所の防災体制等についてご指導いただくこととする。

(2) 第二報以降の情報発信が迅速にできなかったことに対する改善策

① 報道対応窓口の明確化

緊急時の報道対応については、報道対応窓口を敦賀本部の支援本部に設け、報道からの問い合わせ対応の一元化を行なう。また、発電所に直接報道関係者から問い合わせがあった場合も、敦賀本部に設置する報道対応窓口を案内するよう、電話交換業務における具体的対応手順を定め、周知徹底を図る。

なお、関係機関への通報連絡用の電話回線が常に確保できるように、通報連絡用の電話回線を追加した。

② 事故の推移に応じた対外連絡の徹底と対応体制の充実

従来から、事故対策本部には、国、自治体等への情報担当者をあらかじめ定め、的確な情報提供を努めることとしていたが、今回その対応が不十分であった点を反省し、事故の推移に応じて事故対策本部に集約した情報は、電話連絡により遅滞なく外部関係機関に情報提供を行なうことの重要性を再認識し、このことを関係者に周知・教育を行いその徹底を図る。

以上

参考資料 - 1 敦賀消防署及び関係機関への通報内容

参考資料 - 2 火災警報発報時の通報連絡